

鳥取県内での日影規制

鳥取県内で建築基準法第56条の2第1項の規定により日影規制を受ける区域等は以下のとおりです。

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1. 5m	4時間（道の区域内にあっては3時間）	2. 5時間（道の区域内にあっては2時間）
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m※	4時間（道の区域内にあっては3時間）	2. 5時間（道の区域内にあっては2時間）
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m※	5時間（道の区域内にあっては4時間）	3時間（道の区域内にあっては2. 5時間）

※建築基準法附則（平成14年法律第85号）第2条第3項の経過措置

鳥取県建築基準条例抜粋

第4章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定
（昭53条例18・追加）

第9条の2 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は法第2条第21号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号はいずれも同欄の(2)の号とする。

（昭53条例18・追加、昭62条例31・平5条例15・平6条例11・一部改正）